

# 八峰町放課後児童クラブ安全計画

令和 6年 1月

八峰町教育委員会 学校教育課

# 八峰町放課後児童クラブ安全計画

## 第1章

### 1. 安全計画策定の目的

八峰町放課後児童クラブにおける安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設等の安全点検や、施設外活動を含む放課後児童クラブでの活動、取組等における放課後児童クラブ職員や児童に対する安全確保のための指導、放課後児童クラブ職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間の行動スケジュールを定めることを目的として八峰町放課後児童クラブ安全計画（以下「本計画」という。）を定める。

### 2. 本計画の位置づけ

本計画は、八峰町教育委員会を策定主体とする、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八峰町条例第30号。以下「条例」という。）第5条の2に規定する安全に関する事項に関する計画とする。本計画は、八峰町放課後児童クラブ安全マニュアル（以下「安全マニュアル」という。）の内容について具体的な手順とスケジュールによって実効性を担保することを主旨として、本計画と安全マニュアルは、その内容を相互に補完するものとする。

## 第2章

### 1 安全点検

#### (1) 施設・設備の安全点検

放課後児童クラブ施設・設備の安全点検は、安全マニュアルに基づいて、「放課後児童クラブ施設・設備の安全点検チェック表」によって毎月実施する。安全点検実施においては、漫然とチェック項目をなぞるのではなく、月次ごとに、季節や利用形態の変化によって、特に重点的に点検すべき箇所を把握し、【表1】のとおり実施する。

【表1】重点点検箇所

| 月    | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 点検箇所 | ①  | ②  | ③  | ①  | ②  | ③  | ①   | ②   | ③   | ①  | ②  | ③  |

(凡例)

①支援室

②出入口

③トイレ

#### (2) マニュアル（指針）の策定・共有

放課後児童クラブにおける安全マニュアルは、策定期、見直し予定時期及び掲示・管理場所を【表2】のとおり把握する。

【表2】マニュアルの策定・共有状況

| 分野                     | 策定期     | 見直し（再点検）<br>予定時期           | 掲示・管理場所 |
|------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 八峰町放課後児童クラブ<br>安全マニュアル | 平成28年9月 | 令和6年1月実施<br>(マニュアルを4編に細分化) |         |
| 【事故防止・事故対応編】           | 令和6年1月  | 随時                         | 各支援室    |
| 【防災・災害時対応編】            | 令和6年1月  | 随時                         | 各支援室    |
| 【事故防止・事故対応編】           | 令和6年1月  | 随時                         | 各支援室    |
| 【防犯・不審者対応編】            | 令和6年1月  | 随時                         | 各支援室    |

## 2 児童・保護者に対する安全教育等

### (1) 児童への安全指導

児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう援助すること。児童への学習は、学習及び実施時期を定め、【表3】に基づいて計画的に実施する。

【表3】児童への安全指導内容

|   |
|---|
| 施設の安全な使用について<br>避難経路と避難場所の確認<br>不審者侵入を想定した非常時の対応について<br>夏休み中の利用について（7月）<br>冬休み中の利用について（12月） |
|---|

### (2) 保護者への周知・共有

保護者に対し、放課後児童クラブにおいて策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容を周知・共有する。

保護者や学校等に対して情報の周知・共有を【表4】のとおり実施する。

【表4】情報の周知・共有の取組

| 4～8月                                       | 9～12月       | 1～3月                                       |
|--|-------------|--|
| 安全計画の内容の周知<br>安全マニュアルの内容の周知<br>夏休み中の利用について | 冬休み中の利用について | (利用決定者に対して)<br>安全計画の内容の周知<br>安全マニュアルの内容の周知 |

### 3. 訓練・研修

#### (1) 避難訓練等

避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行う。救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンの使用等）の実技講習を定期的を受け、放課後児童クラブ内でも訓練を行うことが望ましい。

不審者の侵入を想定した実践的な訓練や 119 番の通報訓練や、災害等の発生に備え、定期的に実践的な訓練を行うこと。

訓練の実施に当たっては、条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、月次の定期訓練について【表 5】によって実施する。

また基準外の訓練においても、現場で想定される各種の訓練について【表 6】によって実施する。

【表 5】 条例第 5 条第 2 項の規定に基づく訓練

| 実施月    | 4 月 | 8 月 | 12 月 |
|--------|-----|-----|------|
| テーマ・取組 | ①   | ②   | ③    |

※参加者は実施日の現場職員で対応

(凡例)

- ①避難経路の確認訓練
- ②地震対応訓練
- ③火災予防訓練

【表 6】 その他の訓練

| 訓練内容                | 実施予定時期（時期と回数を記載） |
|---------------------|------------------|
| 119 番通報             | 冬季・1 回           |
| 不審者対応訓練（110 番通報訓練等） | 春季・1 回           |

※参加者は実施日の現場職員で対応

#### 【参考条文】

(非常災害対策)

第 5 条 放課後児童健全育成事業所には、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

## (2) 職員への研修・講習

放課後児童クラブ職員は【表7】のスケジュールで予定している訓練・研修に積極的に参加するよう努める。

【表7】研修・講習

### 【訓練】

- 避難場所及び避難経路の確認（4月）
- 地震を想定した避難訓練（8月）
- 火災を想定した避難訓練（1月）
- 119番通報訓練（1月）
- 安全マニュアルの内容確認（毎月1回）

### 【研修】

- 秋田県放課後児童支援員認定資格研修（年1回開催）
- 秋田県放課後児童支援員資質向上研修（年1回開催）

## 4. 再発・防止策の徹底（ヒヤリハット事例の収集・分析及び対策）

ヒヤリ・ハットとは、危険を感じてヒヤリとした、ハッとした事故未遂の状態を指す。

こうしたヒヤリ・ハット事例を収集・把握し、その発生要因を分析して取り除くための対策を講じることが、重大事故を防ぐことにつながる。

放課後児童クラブ職員は、【表8】の方法により、ヒヤリ・ハット事例の収集・分析を行う。

【表8】ヒヤリ・ハット事例の収集・分析方法

- ・日ごろの活動を通じて、ヒヤリ・ハット事例を収集し、「ヒヤリ・ハット報告シート」に記載し、教育委員会へ報告する。
- ・教育委員会は、「ヒヤリ・ハット報告シート」を取りまとめ、全児童クラブ職員に共有する。